大日本帝国憲法発布

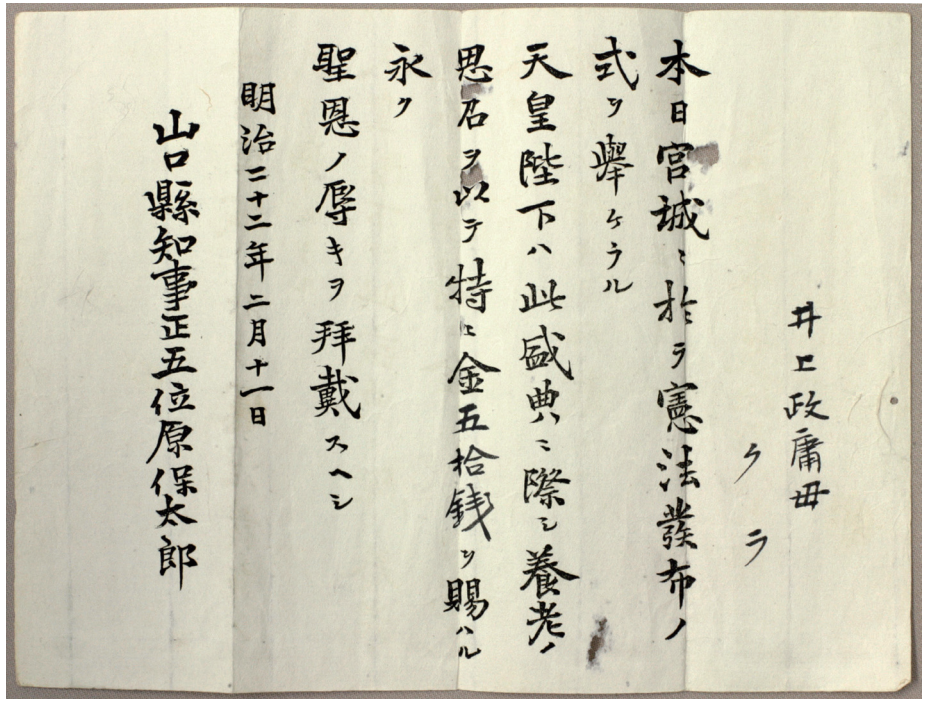

＊井上家文書（防府市）27「憲法発布式記念下賜状」

解　説

1889（明治22）年2月11日，紀元節の日を期して，天皇が国民に与えるという形で大日本帝国憲法が発布されました。天皇を元首とし，帝国議会の召集・解散，軍隊の指揮，条約の締結，戦争の宣戦・講和などが天皇の権限とされました。憲法の発布を祝して街では祝砲や鐘が鳴り響き，たくさんの山車や仮装行列が繰り出されるなど，お祭り騒ぎとなりました。憲法の内容については，発布後に国民に知らされましたが，民権家たちからも概ね好意的に受け入れられました。

写真左は憲法発布に際し，2月11日付で「養老の思し召し」として天皇が金50銭を井上政庸の母クラに下賜したことを示す資料です。当館の「山田家文書（徳山市）」や「小沢家文書（阿東町）」の中にも同様の下賜状が残っています。内容は以下のとおりです。

「本日宮城に於いて憲法発布の式を挙げらる　天皇陛下はこの盛典に際し養老の思し召しを以って特に金五拾銭を賜る　永く聖恩の辱きを拝戴すべし

明治二十二年二月十一日　山口県知事正五位原保太郎」

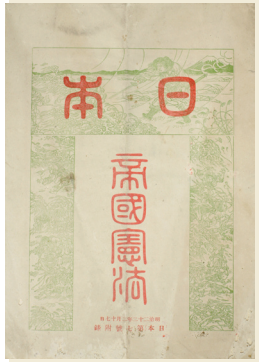

＊写真右は発布1週間後の2月17日発行の日刊新聞「日本」の付録で，大日本帝国憲法の全文が掲載されています。（武永家文書182「帝国憲法「日本」第7号附録」）

＊憲法が発布されたことを受けて，帝国議会が開催されました。当館は木梨精一郎が貴族院議員に任じられた辞令を所蔵しています。（木梨家文書104）

山口県文書館所蔵アーカイブズガイド学校教育編
目次に戻る